

平成28年度

志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書

志摩市監査委員

(余 白)

監査第 44 号
平成29年8月18日

志摩市長 竹内千尋様

志摩市監査委員 中島郁弘

志摩市監査委員 中村和晃

平成28年度志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度志摩市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

志摩市水道事業会計	1
志摩市立国民健康保険病院事業会計	2
志摩市下水道事業特別会計	3

平成28年度 志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	平成28年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産の科目から貸倒引当金を除いた金額が1,858,362 千円で、流動負債の科目から企業債等と引当金等を除いた金額は 194,921 千円となっている。資産が負債を大きく上回っていることからも分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0% と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成28年度 志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	平成28年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産の科目から貸倒引当金を除いた金額が 150,125 千円で、流動負債の科目から企業債等と引当金等を除いた金額は 39,059 千円となっている。資産が負債を上回っていることからも分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0% と比較すると、良好な状態にあると認められる。しかしながら、今年度の一般会計からの繰入額は 592,045 千円と多額の繰り入れを要する厳しい経営状態は、依然として解消されていない。今後はさらなる収支改善に向けた取組みが必要である。

(3) 是正改善を要する事項

市民が求める医療ニーズを充たすべく、不足する医師・看護師の確保に努め、質の高い医療提供体制の立て直しを図り、医業収益の回復に努め、経営の健全化に向け一層の努力を望むものである。

平成28年度 志摩市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	平成28年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、歳入額が509,293千円で、歳出額が475,822千円となっている。歳入額が歳出額を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。